

株主各位

第 14 期 定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

(平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日)

株式会社きちり

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～15年
工具、器具及び備品 3～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、これによる1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」(前事業年度23,808千円)は重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」(前事業年度5,435千円)は重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

4. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)(合わせて、以下「改正法人税法等」)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、改正法人税法等の税率を適用しております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9,116千円減少し、法人税等調整額は9,116千円増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,380,091千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 339千円 |
| ② 短期金銭債務 | 2,344千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| ① 営業取引高 | 6,077千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 1,294千円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,152株	326株	一株	8,478株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加326株であります。

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	217株	87株	一株	304株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得87株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成20年12月15日 取締役会決議分	平成24年5月7日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	319株	300株
新株予約権の残高	319個	300個

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

減損損失	62,868
資産除去債務	1,737
減価償却超過額	11,013
未払事業所税	1,978
未払事業税	14,316
未払費用	4,455
貸倒引当金	2,154
その他	74

繰延税金資産計 98,598

繰延税金負債

協賛金益金不算入額 8,078

繰延税金負債計 8,078

繰延税金資産の純額 90,520

9. リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上されたものを除く）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品、ソフトウェアについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	257,789	193,569	38,038	26,181
ソフトウェア	1,837	1,037	715	84
合計	259,626	194,607	38,754	26,265

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	33,281千円
1年超	—千円
合計	33,281千円
リース資産減損勘定の残高	4,854千円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	69,702千円
リース資産減損勘定の取崩額	13,428千円
減価償却費相当額	38,387千円
支払利息相当額	1,648千円
減損損失	2,000千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されるため、そのリスクは限定的です。

差入保証金につきましては、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である買掛金及び未払費用につきましては、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	424,406	424,406	—
(2) 売掛金	75,733	75,733	—
(3) 差入保証金 貸倒引当金（※）	755,610 △3,650		
	751,960	560,031	△191,928
資産計	1,252,100	1,060,172	△191,928
(1) 買掛金	132,215	132,215	—
(2) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	802,518	801,621	△896
(3) 未払費用	187,968	187,968	—
(4) 未払法人税等	192,180	192,180	—
(5) リース債務	190,083	191,138	1,054
負債計	1,504,966	1,505,124	158

（※）差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払費用及び(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	10,000

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、記載しておりません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	平川昌紀	—	—	当社代 表取締役	(被所有) 直接 4.4 間接42.3	債務被 保 証	不動産 賃貸借 契約に 対する 債務被 保 証 (※)	—	—	—

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間対象賃借料は次のとおりであります。なお、年間対象賃借料には、当期中に解消した債務被保証が含まれております。

氏 名	被 保 証 件 数 (平成24年6月30日現在)	年間対象賃借料 (平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで)
平川昌紀	4件	101,328千円

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 621円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円70銭 |

(注) 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は、平成24年6月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年7月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 分割の方法

平成24年6月30日（土曜日）を基準日（実質的には平成24年6月29日（金曜日））として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加した株式数

平成24年6月30日（土曜日）最終の発行済株式総数に199を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数	:	8,478株
今回の分割により増加した株式数	:	1,687,122株
株式分割後の発行済株式総数	:	1,695,600株
株式分割後の発行可能株式総数	:	5,600,000株

(4) 分割の効力発生日

平成24年7月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。